

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 三〇九
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三〇九
- 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件 三〇九
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 三〇九
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三〇九
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三〇九
- 農地法第四十一条第一項の規定により裁定の申請があった件 三〇九
- 道路の供用を開始する件 三〇九
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 三〇九
- 都市計画法第三十四条第十一号及び福島県都市計画法施行条例第三十条第一項の規定により知事が指定する土地の区域を指定する件 三〇九
- 公告
- 一般競争入札を行う件 三五三
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 三五三
- 福島県公安委員会
- 福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則の一部を改正する規則 三五三
- 福島県選挙管理委員会
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報告があった件 三五三
- 雑報
- 福島県市町村職員共済組合の決算を公告する件 三五三

告示

福島県告示第五百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和八年八月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	指定年月日
ウイル訪問看護ステーション会津	会津若松市本町二一番五号	令和八年六月一日
あいあい薬局みなみ店	会津若松市飯寺南三丁目二番一四号	同日
さくら薬局 会津宮町店	会津若松市宮町六番四号	同年五月一日
さくら薬局 会津真宮店	会津若松市真宮新町北二丁目一一四	同日
さくら薬局 喜多方店	喜多方市字長面三〇八六	同日

（社会福祉課）

福島県告示第五百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和八年八月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
ウイル訪問看護ステーション会津	会津若松市旭町六一二七	令和八年五月三十一日

赤井畑歯科医院	伊達郡国見町大字山崎字太子堂三一三	同年四月二六日
さくら薬局 会津宮町店	会津若松市宮町六番四号	同月三〇日
さくら薬局 会津真宮店	会津若松市真宮新町北二丁目一一四	同日
さくら薬局 喜多方店	喜多方市字長面三〇八六	同日
保原薬局	伊達市保原町字城ノ内六一一	同日

(社会福祉課)

福島県告示第五百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。

令和八年八月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
渡辺ゆうぞう歯科クリニック	会津若松市石堂町三一四九	令和八年一月三二日
仙波耳鼻咽喉科医院	会津若松市飯寺南一丁目二番一〇号	同年六月一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。

令和八年八月二十一日

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
山本 修哉	須賀川市長沼字鹿ノ内二四一四四 ビレッジハウス長沼城南一四〇六	ほねつぎ白河鍼灸接骨院	白河市高山七七番地	令和七年六月九日

(社会福祉課)

福島県告示第五百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年八月二十一日から同年九月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年八月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- 岩瀬書店富久山店 福島県郡山市富久山町八山田字大森新田三十六一ほか
- 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
- 防災・防犯対策への協力
- 事業者及び土地所有者等は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策に協力すること。
- 騒音の発生に係る事項
- 当該店舗については、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音指定施設が設置されていることから、同条例第六十二条に規定される工場等騒音規制基準（同条例施行規則別表第九中、第三種区域に該当。）を遵守すること。なお、学校の敷地の周囲五十メートルの区域においては、上記の別表第九に定める値から五デシベルを減じた値が工場等騒音規制基準として適用される。
- 街並みづくり等への配慮等
- 敷地内における全ての屋外広告物の表示面積合計が十五平方メートルを超える場合は、屋外広告物許可申請が必要になる。
- 次に挙げる行為のいずれかを行う場合は、郡山市景観づくり条例に基づく大規

模行為の届出が必要になる。また、※に該当する場合は、事前協議が必要になる。

ア 面積が三千平方メートル若しくは高さ五メートルかつ長さ十メートルを超える

法面が生じるような土地の区画形質の変更。

イ 高さが十三メートルを超える若しくは表示面積が百平方メートルを超える広

告物の設置。

ウ 建築物の高さが十三メートルを超えるまたは建築面積が千平方メートルを超

えるもの。

※ 建築物の高さが三十一メートルを超えるまたは延べ面積が一万五千平方メー

トルを超えるもの。

※ 広告物の高さが三十一メートルを超えるもの。

その他

4 夜間の照明の使用に伴い、光害（こうがい）が発生しないよう、環境省が策定し

ている「光害対策ガイドライン（令和三年三月改訂版）」を参照し、良好な光環境

の形成に十分配慮すること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四

項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八

年八月二十一日から同年九月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづ

くり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振

興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年八月二十一日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ニトリいわき店 福島県いわき市鹿島町久保梅田一番一

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百五十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、令和八

年七月十日付けで公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）から次

のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請が

あった。

令和八年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第五百五十七号

（道路計画課）

一 農地の所在、地番、地目及び面積

所在 須賀川市仁井田字山田 地番 一〇三番 地目 面積（平方メートル） 五一三

同 市仁井田字山田 一〇四番 田 二六七

同 市仁井田字山田 一〇五番 田 九八八

二 農地の利用の現況

水稲の栽培で利用

三 農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

水稲の栽培で利用

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

1 始期 令和八年十月一日

2 存続期間 五年三月

3 借賃に相当する補償金の額 八四、四〇〇円

五 農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第二項第一号に規定する基準に適合す

ると認められる理由

当該土地は、地域計画区域内の農用地等であり、借受希望者が明確であることから、

福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第六条第一項の基準に適合

すると認められるため。

六 その他参考となるべき事項

（記載なし）

（農村振興課）

福島県告示第五百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中

設事務所で令和八年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第五百五十七号

（道路計画課）

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供 用 開 始 の 期 日

県道いわき石川線 石川郡石川町字境ノ内三二五番一

地先から 同 郡 同 町 字 石 田 四 三 番 一 地 先

まで 令和八年八月三日

（道路計画課）

福島県告示第五百五十七号

（道路計画課）

福島県告示第五百五十七号

（道路計画課）

福島県告示第五百五十七号

（道路計画課）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

令和八年八月二十一日

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称

浮矢1号

2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する一点から二六点までを順次結んだ線及び一点と二六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

いわき市三和町合戸字浮矢

一六番一

一点

北緯三七度〇六分四四秒〇一九四

二七四番

二点

東経一四〇度四五分三六秒五三一三

二七四番

二点

北緯三七度〇六分四五秒〇二四二

二七四番

二点

東経一四〇度四五分三七秒四五七四

二七四番

二点

北緯三七度〇六分四四秒六六五〇

二七四番

二点

東経一四〇度四五分三七秒六二八九

二七四番

二点

北緯三七度〇六分四四秒〇三五六

二七四番

二点

東経一四〇度四五分三九秒九七六一

二七四番

二点

北緯三七度〇六分四二秒三七〇八

二七四番

二点

東経一四〇度四五分四二秒五四四九

二七四番

二点

北緯三七度〇六分四二秒六三九二

二七四番

二点

東経一四〇度四五分四三秒四一六五

二七四番

二点

北緯三七度〇六分四一秒四三八一

二七四番

二点

東経一四〇度四五分四四秒六七九三

二七四番

二点

北緯三七度〇六分四一秒三四一九

二七四番

二点

東経一四〇度四五分四六秒四五九五

二七四番

二点

北緯三七度〇六分四一秒〇七五一

二七四番

二点

東経一四〇度四五分四六秒九七五九

二七四番

二点

北緯三七度〇六分四〇秒九六四一

二七四番

二点

東経一四〇度四五分四七秒八五一八

二七四番

二点

北緯三七度〇六分三九秒八三五七

二七四番

二点

東経一四〇度四五分四八秒六六一三

二七四番

二点

北緯三七度〇六分三九秒七三二三

二七四番

二点

東経一四〇度四五分四八秒八二〇一

二七四番

二点

北緯三七度〇六分三九秒四三六二

二七四番

二点

東経一四〇度四五分四八秒四二〇一

二七四番

二点

北緯三七度〇六分三九秒二九七六

二七四番

二点

東経一四〇度四五分四八秒三八八四

二七四番

二点

北緯三七度〇六分三九秒五九一三

一三七番

一点

東経一四〇度四五分四六秒〇三六九

一三七番

一点

北緯三七度〇六分四〇秒〇一四六

一三七番

一点

東経一四〇度四五分四五秒〇〇六九

一三七番

一点

北緯三七度〇六分四〇秒五〇七二

一三七番

一点

東経一四〇度四五分四四秒一九〇一

一三七番

一点

北緯三七度〇六分四一秒二一五三

一三七番

一点

東経一四〇度四五分四四秒四一八九

一三七番

一点

北緯三七度〇六分四〇秒六五〇八

一三七番

一点

東経一四〇度四五分四三秒六八四四

一三七番

一点

北緯三七度〇六分四〇秒七二七一

一三七番

一点

東経一四〇度四五分四一秒九七八一

一三七番

一点

北緯三七度〇六分四一秒四一六四

一三七番

一点

東経一四〇度四五分四〇秒五六七九

一三七番

一点

北緯三七度〇六分四一秒六七八〇

一三七番

一点

東経一四〇度四五分四〇秒四四六〇

一三七番

一点

北緯三七度〇六分四一秒七六九一

一三七番

一点

東経一四〇度四五分四〇秒一一九二

一三七番

一点

北緯三七度〇六分四二秒六四九一

一三七番

一点

東経一四〇度四五分三八秒五五五八

一三七番

一点

北緯三七度〇六分四三秒三七一九

一三七番

一点

東経一四〇度四五分三六秒八七四八

一三七番

一点

北緯三七度〇六分四三秒九五三八

一三七番

一点

東経一四〇度四五分三六秒三四三五

（砂防課）

福島県告示第五百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条第十一号及び福島県都市計画法施行条例（平成十一年福島県条例第七十六号）第三条第一項の規定により知事が指定する土地の区域を、次のとおり指定する。

この指定に係る図面は、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県北建設事務所総務部行政課及び桑折町建設水道課都市整備係において縦覧に供する。

令和八年八月二十一日

指定する土地の区域

伊達郡桑折町大字成田字小峯、字小峯前、字堰上、字堰下、字引地、字下宿、字田久寺及び字坊ノ内並びに大字松原字橋本及び字千苅田の各一部

福島県知事 内堀雅雄

（都市計画課）

公告第 1 6 8 号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県県北保健福祉事務所ほか15施設で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 21 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 福島県県北保健福祉事務所ほか15施設で使用する電気 予定数量3,147,400kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和8年12月1日から令和9年11月30日まで
- (4) 供給場所 福島県県北保健福祉事務所（福島県福島市御山町8番30号）ほか15施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者とし

て登録を受けている者であること。

- (5) 福島県が示す予定使用電力量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める資格要件を満たしている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年9月16日(水)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課

電話024-521-7220

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和8年8月21日(金)から同年9月16日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和8年8月28日(金)午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和8年10月6日(火)午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁西庁舎3階316会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年10月5日(月)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約電力及び予定使用電力量にそれぞれの契約単価を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を

行った入札者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply for use at Ken-poku Public Health and Welfare Office and 15 other facilities
Planned annual power consumption: 3,147,400 kWh

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 6 October 2026

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 5 October 2026

(4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Social Health and Welfare Section, Social Health and Welfare Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan
TEL 024-521-7220

（保健福祉総務課）

公告第百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、高谷沼地区に係る県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業（一般整備型））の工事は令和八年四月二十二日に完了したので公告する。

令和八年八月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県公安委員会

福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月21日

福島県公安委員会委員長 高橋 良行

福島県公安委員会規則第4号

福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則の一部を改正する規則

福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則（平成18年福島県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第2号（裏）を次のように改める。

(裏)

1 早期に手続を終結させたい方へ（仮納付制度）

- (1) 今回の予定される放置違反金の納付命令に係る事案について、早期に手続を終結させたい方のために、道路交通法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
- (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うときは、道路交通法第51条の4第10項の規定により2の(4)に掲げる場所において公示による放置違反金の納付命令が行われ、同条第11項の規定により仮納付した放置違反金に相当する金額が放置違反金の納付とみなされますので、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。
- (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行わないこととしたときは、道路交通法第51条の4第12項の規定により仮納付した放置違反金に相当する金額は返還されます。

2 仮納付の期限、場所、方法及び公示による納付命令の方法

- (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日（表面の弁明書の提出期限の欄に記載された日）です。仮納付の期限経過後は、同封の納入通知書又は払込取扱票による納付はできません。
- (2) 仮納付の場所は、同封の納入通知書又は払込取扱票の裏面に記載の金融機関です。
- (3) 仮納付するときは、同封の納入通知書又は払込取扱票に、表面の予定される納付命令の内容欄記載の金額を添えて納めてください。
なお、分納はできません。
- (4) 公示による納付命令の方法
公示による放置違反金の納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を福島県警察ホームページに掲載するとともに、福島県公安委員会の掲示板（福島県福島市杉妻町5番75号所在）に掲示して行います。

～ 車検拒否制度に関するお知らせ ～

放置違反金の納付命令を受けて、その放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、自動車検査証の返付を受けられなくなります。

～ 車両の使用制限命令に関するお知らせ ～

同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両を運転し、又は運転させてはならない旨の命令を受けることがあります。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(交 通 指 導 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、郡山市選挙管理委員会から報告があった。
令和八年八月二十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 成 田 良 洋

取消年月日	施 設 の 所 在 地	施設の名称	施設の管理者
令和八年七月 三日	郡山市清水台一丁目六番一号	郡山地域職業訓 練センター	公益財団法人郡 山市文化・学び 振興公社

雑 報

福島県市町村職員共済組合理事長から福島県報への登載の依頼があったので、次のとおり登載する。

令和八年八月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二条第三項の規定により、令和七年度の決算に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨を次のとおり公告する。

令和八年八月二十一日

福島県市町村職員共済組合

理事長 遠 藤 忠 一

福 島 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合 公 告

地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）第 2 2 条第 3 項及び同法施行規程第 6 7 条の 2 の規定並びに
福島県市町村職員共済組合法第 5 条の規定に基づき、令和 7 年度決算の要旨を公告する。

令和8年6月25日

福島県市町村職員共済組合
理 事 長 遠 藤 忠 一

1 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
資 産											
流動資産	6,737,977	974			61,371	511,145	956,497	1,057,497	353,878	1,235,946	117,591
固定資産					1,745,000	8,383,954	126		1,783,761	29,458,547	2,384,792
繰延資産											
資 産 合 計	6,737,977	974	0	0	1,806,371	8,895,099	956,623	1,057,497	2,137,639	30,694,493	2,502,383
負 債											
流動負債	44,842	974					1,104	4,259	95,746	28,121,096	
固定負債	1,530,653				1,806,371	8,895,099	208,908	39,877	302,263	38,888	1,784,719
負債合計	1,575,495	974	0	0	1,806,371	8,895,099	210,012	44,136	398,009	28,159,984	1,784,719
資 本											
資本剰余金									1,015,038		
利益剰余金	5,162,482						746,611	1,013,361	724,592	2,534,509	717,664
資本合計	5,162,482	0	0	0	0	0	746,611	1,013,361	1,739,630	2,534,509	717,664
負債・資本合計	6,737,977	974	0	0	1,806,371	8,895,099	956,623	1,057,497	2,137,639	30,694,493	2,502,383

2 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
収 入											
負担金	9,976,884	20,558,216	1,103,002	138,588			321,190	275,709			
掛金	9,993,834	13,390,431	1,102,994					269,577			
施設収入・商品売上									470,064		
利息及び配当金	13,693				16,744	17,088	2,190	2,173	685	330,899	
その他の収入	1,054,608						114,543	43,147	51,681	75,518	30,152
他経理からの繰入金							60,300		70,000		
前年度繰越支払準備金	1,520,377										
計	22,559,396	33,948,647	2,205,996	138,588	16,744	17,088	498,223	590,606	592,430	406,417	30,152
支 出											
給付	10,002,245										
役職員給与							183,607	24,381		18,282	8,591
旅費・事務費							30,174	2,514	3,168	3,434	129
商品仕入									50		
飲食材料費									103,074		
委託費							16,352	10,402	17,505	114	
支払利息					16,744	17,088				228,554	16,586
連合会払込金	225,958										
負担金払込金		20,558,216	1,103,002	138,588							
掛金払込金		13,390,431	1,102,994								
事務費負担金払込金							138,667				
連合会拠出金	1,048,287										
退職者給付拠出金											
他経理への繰入金	60,300							70,000			
その他の支出	7,639,168						103,800	353,677	543,318	24,442	5,665
次年度繰越支払準備金	1,530,653										
計	20,506,611	33,948,647	2,205,996	138,588	16,744	17,088	472,600	460,974	667,115	274,826	30,971
差引当期利益金又は当期損失金（△）	2,052,785	0	0	0	0	0	25,623	129,632	△ 74,685	131,591	△ 819